



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*66 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 1

○ 教育委員会規則

*16 和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則 1

*17 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則 17

○ 告示

1391 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)..... 17

1392 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)..... 18

1393 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (")..... 18

1394 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")..... 19

1395 木材業者等の登録の変更 (林業振興課)..... 19

1396 保安林の指定 (森林整備課)..... 20

1397 道路の区域変更 (道路保全課)..... 20

○ 選挙管理委員会告示

*85 衆議院議員選挙執行規程(平成8年和歌山県選挙管理委員会告示第9号)の一部改正 20

規 則

和歌山県規則第66号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1」の次に「及び別表第1の2」を加える。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2(第2条関係)

和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第18条第1項の規定に基づく手数料

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第16号

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年11月30日

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則（平成13年和歌山県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「日時及び」を「日及び時間並びに」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 条例第11条第1項本文の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 公文書の全部を開示する旨の決定をした場合（条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき公文書の全部を開示する旨の決定をした場合を除く。） 公文書開示決定通知書（別記第3号様式）
- (2) 条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき公文書の全部を開示する旨の決定をした場合 公文書開示決定通知書（別記第4号様式）
- (3) 公文書の一部を開示する旨の決定をした場合（条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき公文書の一部を開示する旨の決定をした場合を除く。） 公文書部分開示決定通知書（別記第5号様式）
- (4) 条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき公文書の一部を開示する旨の決定をした場合 公文書部分開示決定通知書（別記第6号様式）

3 条例第11条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 次号から第6号までに掲げる場合以外の場合 公文書非開示決定通知書（別記第7号様式）
- (2) 条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示しない旨の決定をした場合（第4号及び第6号に掲げる場合を除く。） 公文書非開示決定通知書（別記第8号様式）
- (3) 条例第10条の規定により開示請求を拒否する場合（条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示請求を拒否する場合を除く。） 公文書非開示決定通知書（別記第9号様式）
- (4) 条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示請求を拒否する場合 公文書非開示決定通知書（別記第10号様式）
- (5) 開示請求に係る公文書を保有していない場合（条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示請求に係る公文書を保有していない場合を除く。） 公文書非開示決定通知書（別記第11号様式）
- (6) 条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示請求に係る公文書を保有していない場合 公文書非開示決定通知書（別記第12号様式）

第4条中「別記第8号様式」を「別記第13号様式」に改める。

第5条中「第13条」を「第13条第1項」に、「別記第9号様式」を「別記第14号様式」に改める。

第6条中「別記第10号様式」を「別記第15号様式」に改める。

第7条第3項中「別記第11号様式」を「別記第16号様式」に改め、同条第4項中「別記第12号様式」を「別記第17号様式」に改め、同条第5項中「別記第13号様式」を「別記第18号様式」に改める。

第8条第1項中「第16条ただし書」を「第16条第1項ただし書」に改め、同条第3項第1号ア中「。ただし、これにより難しい場合にあつては、用紙に印刷したものの閲覧」を削り、同項第2号を次のように改める。

- (2) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

第8条第3項第3号中「（第5項に規定する場合におけるものを除く。）」を削り、同項第4号を次のように改める。

- (4) 映画フィルム 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

第8条第3項第5号を削り、同条第4項第1号中「(次項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)又は録音ディスク」を削り、同号ア中「又は録音ディスク」を削り、同号イ中「又は録音ディスク」及び「以下同じ。」を削り、同項第2号中「又はビデオディスク」及び「以下同じ。」を削り、同項第3号中「又は次項」を削り、同号イ中「閲覧」の次に「、聴取」を加え、同号ウ中「を複写機により用紙に複写したもの」を削り、同号エ中「その他の電磁的媒体(電磁的記録を記憶する媒体をいう。)」を削り、同号に次のように加える。

オ 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付

カ 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付

第8条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。

第9条を次のように改める。

(公文書の開示の申込み)

第9条 公文書の開示を受ける者は、公文書の開示申込書(別記第19号様式)を提出しなければならない。

第15条第1項中「基づき」の次に「閲覧等により」を加え、「するもの」を「する者」に、「別記第17号様式」を「別記第23号様式」に改め、同条第2項中「及び第9条」を「から第10条まで」に改め、同条を第16条とする。

第14条第2項中「別記第15号様式」を「別記第21号様式」に改め、同条第3項中「別記第16号様式」を「別記第22号様式」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項第6号中「別表第2」を「別表」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とする。

第11条第1項中「第13条第1項第11号」を「第14条第1項第11号」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「別記第14号様式」を「別記第20号様式」に改め、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(見込額等)

第10条 条例第18条第4項に定める見込額は、実施機関が、条例第13条第1項の残りの公文書の全部を閲覧等の方法により開示するとした場合の手数料の額の範囲内の額とする。

2 公文書の写しの送付を受けようとする者は、条例第18条第1項及び別表の規定により定める手数料のほか送付に要する費用を負担しなければならない。

別表第1を削る。

別表第2中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同表を別表とする。

別記第3号様式中「日時」を「日及び時間」に改める。

別記第4号様式から別記第7号様式までを次のように改める。

別記第4号様式(第3条関係)

(見込額通知兼用)

公文書開示決定通知書

第 年 月 日 号

開示請求者 様

和歌山県教育委員会



年 月 日付けで請求のあった公文書のうちの相当の部分につき、和歌山県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することと決定したので通知します。

公文書の名称	()年度
開示の日及び時間	年 月 日(午前・午後) 時 分
開示の場所	
開示の実施の方法	1 文書、図画又は写真の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 フィルム又は電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 複写機により用紙に複写したもの <input type="checkbox"/> その他 ()
条例第18条第4項に規定する見込額	円
担当課室等	班(係) 電話番号() - 内線

注

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された開示の日及び時間に都合が悪いときは、あらかじめ担当課室等へ連絡してください。
- 3 条例第18条第4項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に納付してください。納付されない場合は、残りの公文書について非開示の決定をすることとなります。

別記第5号様式(第3条関係)

公文書部分開示決定通知書

第 年 月 号
日

開示請求者 様

和歌山県教育委員会



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、和歌山県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書の一部を開示することと決定したので通知します。

公文書の名称	()年度
開示の日及び時間	年 月 日(午前・午後) 時 分
開示の場所	
開示の実施の方法	1 文書、図画又は写真の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 フィルム又は電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 複写機により用紙に複写したもの <input type="checkbox"/> その他 ()
開示しない部分	
上記部分を開示しない理由	条例第 条第 号該当 (該当する理由)
担当課室等	班(係) 電話番号() - 内線

注

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された開示の日及び時間に都合が悪いときは、あらかじめ担当課室等へ連絡してください。

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県教育委員会が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第 6 号様式 (第 3 条関係)

(見込額通知兼用)

公文書部分開示決定通知書

第 年 月 号

開示請求者 様

和歌山県教育委員会



年 月 日付けで請求のあった公文書のうちの相当の部分につき、和歌山県情報公開条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公文書の一部を開示することと決定したので通知します。

公文書の名称	() 年度
開示の日及び時間	年 月 日 (午前・午後) 時 分
開示の場所	
開示の実施の方法	1 文書、図画又は写真の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 フィルム又は電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 複写機により用紙に複写したもの <input type="checkbox"/> その他 ())
開示しない部分	
上記部分を開示しない理由	条例第 条第 号該当 (該当する理由)
条例第 18 条第 4 項に規定する見込額	円
担当課室等	班 (係) 電話番号 () - 内線

注

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された開示の日及び時間に都合が悪いときは、あらかじめ担当課室等へ連絡してください。
- 3 条例第 18 条第 4 項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に納付してください。納付されない場合は、残りの公文書について非開示の決定をすることとなります。

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県教育委員会が被告の代表者となります。) として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第 7 号様式 (第 3 条関係)

公文書非開示決定通知書

第 年 月 日 号

開示請求者 様

和歌山県教育委員会



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、和歌山県情報公開条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

非開示決定した 公文書の名称	() 年度
非開示とした 理由	条例第 条第 号該当 (該当する理由)
担当課室等	班 (係) 電話番号 () - 内線
備考	

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県教育委員会が被告の代表者となります。) として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第17号様式中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様式を別記第23号様式とする。

別記第16号様式中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に、「日時」を「日及び時間」に改め、同様式を別記第22号様式とする。

別記第15号様式中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を別記第21号様式とする。

別記第14号様式中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を別記第20号様式とする。

別記第13号様式を別記第18号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第 19 号様式 (第 9 条関係)

公文書の開示申込書

年 月 日

和歌山県教育委員会 様

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所又は事業所の所在地)
〒 TEL

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)
TEL

月 日付け 第 号で通知のあつた公文書の開示を次のとおり申し込みます。

公文書の件名	開示の方法	納付額
	1 文書、図画又は写真 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 <input type="checkbox"/> 写しの交付 閲覧等 (<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取)	円
	1 文書、図画又は写真 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 <input type="checkbox"/> 写しの交付 閲覧等 (<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取)	円
	1 文書、図画又は写真 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 <input type="checkbox"/> 写しの交付 閲覧等 (<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取)	円
合	計	円

※ 以下の欄は記入しないでください。

窓口受付

別記第12号様式を別記第17号様式とし、別記第11号様式を別記第16号様式とし、別記第10号様式を別記第15号様式とし、別記第9号様式を削り、別記第8号様式を別記第13号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第14号様式（第5条関係）

開示決定等期限特例適用通知書

第 号
年 月 日

開示請求者 様

和歌山県教育委員会



年 月 日付けの公文書の開示請求については、次のとおり、和歌山県情報公開条例第13条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

<p>開示請求のあった公文書の名称（等）</p>	
<p>和歌山県情報公開条例第13条第1項の規定を適用することとした理由</p>	
<p>残りの公文書について開示決定等をする日までに要すると認められる期間</p>	<p>（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分の開示決定等については、和歌山県情報公開条例第18条第4項の規定による予納があった日から次に記載する期間が必要です。）</p> <p style="text-align: right;">日間</p>
<p>担当課室等</p>	<p style="text-align: right;">班（係）</p> <p>電話番号（ ） ー 内線</p>

別記第7号様式の次に次の5様式を加える。

別記第 8 号様式 (第 3 条関係)

(見込額通知兼用)

公文書非開示決定通知書

第 年 月 日 号

開示請求者 様

和歌山県教育委員会



年 月 日付けで請求のあった公文書のうちの相当の部分につき、和歌山県情報公開
 条例第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

非開示決定した 公文書の名称	() 年度
非開示とした 理由	条例第 条第 号該当 (該当する理由)
条例第 1 8 条第 4 項に規定する 見込額	円
担当課室等	班 (係) 電話番号 () - 内線
備考	

注 条例第 1 8 条第 4 項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 3 0 日
 以内に納付してください。納付されない場合は、残りの公文書について非開示の決定をすること
 となります。

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に和歌山
 県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、
 和歌山県を被告 (和歌山県教育委員会が被告の代表者となります。) として提起することができます。
 ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に異議申立てをした場合には、決定の
 取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提
 起することができます。

別記第 9 号様式 (第 3 条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号
年 月 日

開示請求者 様

和歌山県教育委員会



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、和歌山県情報公開条例第 10 条の規定に基づき、開示請求を拒否するので、同条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

<p>公文書開示請求書 に記載された 公文書の名称等</p>	
<p>開示請求を拒否 する理由</p>	
<p>担当課室等</p>	<p>班 (係) 電話番号 () - 内線</p>

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県教育委員会が被告の代表者となります。) として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第10号様式(第3条関係)

(見込額通知兼用)

公文書非開示決定通知書

第 年 月 日 号

開示請求者 様

和歌山県教育委員会



年 月 日付けで請求のあった公文書のうちの相当の部分につき、開示請求を拒否するので、和歌山県情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

公文書開示請求書に記載された公文書の名称等	
開示請求を拒否する理由	
条例第18条第4項に規定する見込額	円
担当課室等	班(係) 電話番号() - 内線

注 条例第18条第4項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に納付してください。納付されない場合は、残りの公文書について非開示の決定をすることとなります。

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県教育委員会が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第11号様式(第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号
年 月 日

開示請求者 様

和歌山県教育委員会



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、和歌山県情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

<p>公文書開示請求書 に記載された 公文書の名称等</p>	
<p>開示請求に係る 公文書を保有 していない理由</p>	<p>1 作成又は取得していないため 2 保存期間経過による廃棄のため 3 その他 ()</p>
<p>担当課室等</p>	<p>班(係) 電話番号 () - 内線</p>

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県教育委員会が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第 1 2 号様式 (第 3 条関係)

(見込額通知兼用)

公文書非開示決定通知書

第 号
年 月 日

開示請求者 様

和歌山県教育委員会



年 月 日付けで請求のあった公文書のうちの相当の部分につき、和歌山県情報公開
条例第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

公文書開示請求書 に記載された 公文書の名称等	
開示請求に係る 公文書を保有 していない理由	1 作成又は取得していないため 2 保存期間経過による廃棄のため 3 その他 ()
条例第 1 8 条第 4 項に規定する見込 額	円
担 当 課 室 等	班 (係) 電話番号 () - 内 線

注 条例第 1 8 条第 4 項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 3 0 日
以内に納付してください。納付されない場合は、残りの公文書について非開示の決定をすることと
なります。

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に和歌山
県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、
和歌山県を被告 (和歌山県教育委員会が被告の代表者となります。) として提起することができます。
ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に異議申立てをした場合には、決定の
取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提
起することができます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた開示請求について適用し、施行日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

和歌山県教育委員会規則第17号

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年11月30日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則（平成17年和歌山県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

別表和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則（平成13年和歌山県規則第20号）の項中「和歌山県規則」を「和歌山県教育委員会規則」に、「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

告 示**和歌山県告示第1391号**

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成24年11月20日指定した。

平成24年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
月 刊 誌	エキサイティングマックス! 12月号	02091-12	ぶんか社
月 刊 誌	黄金のGT 12月号	12259-12	晋遊舎
月 刊 誌	ザ・ベストマガジンスペシャル 12月号	14077-12	KKベストセラーズ
月 刊 誌	劇画マッドマックス 12月号	03369-12	コアマガジン
月 刊 誌	増刊エキサイティングマックス! 12月号	02092-12	ぶんか社
月 刊 誌	裏モノJAPAN 12月号	01805-12	鉄人社
月 刊 誌	アジアン王 12月号	11403-12	マイウェイ出版
月 刊 誌	実話ドキュメント 12月号	05267-12	竹書房
雑 誌	週刊大衆ヴィーナス増刊	20437-11/20	双葉社

コミック	drapドラ 12月号	16695-12	コアマガジン
コミック	BE×BOY 12月号	18355-12	リブレ出版
コミック	コミックジュネ 12月号	13703-12	ジュネット
コミック	恋愛ラブレボ 12月号	19667-12	宙出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1392号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071700540	ウォーターワン株式会社	茶話本舗デイサービス和歌山名手	紀の川市名手市場729-1	通所介護	平成24.10.1	平成30.9.30

和歌山県告示第1393号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071400992	医療法人天竹会	天竹苑指定居宅介護支援事業所	海南市重根11-1	居宅介護支援	平成24.10.1	平成30.9.30
3071401008	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター黒江	海南市船尾213-1 新前田ビル2F	居宅介護支援	平成24.11.1	平成30.10.31
3071800332	株式会社O・K・Dウエルフェア	ケアプランセンターえんがわ	岩出市中島1081番地の18	居宅介護支援	平成24.11.1	平成30.10.31
3071000933	株式会社仁昌堂	居宅介護支援事業所ごもうのいえ	橋本市胡麻生700-20	居宅介護支援	平成24.11.1	平成30.10.31
3071601144	有限会社LOHAS	ほっとケアマネステーション	有田郡湯浅町栖原55-10	居宅介護支援	平成24.11.1	平成30.10.31
3071601128	株式会社和通	ケアランド湯浅	有田郡湯浅町湯浅2834	居宅介護支援	平成24.11.1	平成30.10.31
3071601151	社会福祉法人きたば会	ひろの里居宅介護支援事業おくらまち	有田郡湯浅町大字湯浅字中町456番地	居宅介護支援	平成24.11.1	平成30.10.31

和歌山県告示第1394号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成24年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071800316	社会福祉法人和歌山つくし会	訪問介護ステーションつくしの里	岩出市中迫665	訪問介護・介護予防訪問介護	平成24.10.1	平成30.9.30
3061890012	社会福祉法人和歌山つくし会	訪問看護ステーションつくしの里	岩出市中迫665	訪問看護・介護予防訪問看護	平成24.10.1	平成30.9.30
3072201233	株式会社あさひ	シーサイド浜風	田辺市芳養松原一丁目2番7号	訪問介護・介護予防訪問介護・通所介護・介護予防通所介護	平成24.10.1	平成30.9.30
3072000536	株式会社三和	三和デイサービス本町店	御坊市菌字芝ノ前198番8	通所介護・介護予防通所介護	平成24.10.1	平成30.9.30
3072500790	有限会社ひだまり	ひだまり湯川	東牟婁郡那智勝浦町二河15番地	通所介護・介護予防通所介護	平成24.10.1	平成30.9.30
3071401008	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター黒江	海南市船尾213-1 新前田ビル2F	訪問介護・介護予防訪問介護	平成24.11.1	平成30.10.31
3071800324	株式会社青藍	訪問介護サービスなないろ	岩出市川尻172番地の1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成24.11.1	平成30.10.31
3071601128	株式会社和通	ケアランド湯浅	有田郡湯浅町湯浅2834	訪問介護・介護予防訪問介護	平成24.11.1	平成30.10.31
3071800340	株式会社O・K・Dウェルフェア	デイサービスセンターえんがわ	岩出市畑毛111-1	通所介護・介護予防通所介護	平成24.11.1	平成30.10.31
3071700557	株式会社愛夢	デイサービスころね	紀の川市西井阪139-2	通所介護・介護予防通所介護	平成24.11.1	平成30.10.31
3072401049	株式会社山本	デイサービスセンターなでしこ	西牟婁郡上富田町岡1番地	通所介護・介護予防通所介護	平成24.11.1	平成30.10.31

和歌山県告示第1395号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成24年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録者の 氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更 年月日
森林組合こうや	名称	森林組合こうや	高野町森林組合	平成 24.10.15

和歌山県告示第1396号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字丸山中175の1から175の3まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1397号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市中辺路町石船字鍛冶屋26 4番地先から同市中辺路町石船 字鍛冶屋255番地先まで	旧	5.90 } 12.70	240.40	
同上	新	7.00 } 27.90	240.40	

選挙管理委員会告示**和歌山県選挙管理委員会告示第85号**

衆議院議員選挙執行規程(平成8年和歌山県選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

平成24年11月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

別記第3号様式と別記第5号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

その 1 (候補者用選挙運動用ビラの証紙)

第 回
衆 議 院 議 員 総 選 挙
(小 選 挙 区 候 補 者 用 ビ ラ)
第 区 第 号
和 歌 山 県 選 管

備考

- 1 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができる。
- 2 補欠選挙にあつては「第 回」を「 年執行」に、「衆議院議員総選挙」を「衆議院議員補欠選挙」とする。

その 2 (候補者届出政党用選挙運動用ビラの証紙)

第 回
衆 議 院 議 員 総 選 挙
(小 選 挙 区 政 党 用 ビ ラ)
第 区 第 号
和 歌 山 県 選 管

備考

- 1 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができる。
- 2 補欠選挙にあつては「第 回」を「 年執行」に、「衆議院議員総選挙」を「衆議院議員補欠選挙」とする。

別記第 5 号様式 (第 6 条関係)

(選挙運動用ポスターの証紙)

第 回

衆 議 院 議 員 総 選 挙

(小選挙区政党用ポスター)

第 区 第 号

和 歌 山 県 選 管

備考

- 1 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができる。
- 2 補欠選挙にあつては「第 回」を「 年執行」に、「衆議院議員総選挙」を「衆議院議員補欠選挙」とする。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。